

平成31年 3月12日

滋賀県議会文教・警察常任委員会

委員長 柴田 智恵美 様

提 出 者

滋賀県議会文教・警察常任委員会

委 員 吉 田 清 一
野 田 藤 雄
奥 村 芳 正
有 村 國 俊
桑 野 仁

議第67号滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例案に対する修正案に対する附帯決議案

上記の附帯決議案を別紙のとおり提出する。

別 紙

議第67号滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 案に対する修正案に対する附帯決議案

部活動指導の在り方については、ガイドラインに直ちに沿うことが困難な実態もあり、議第67号に対する人事委員会意見において「適当なものと認めます」とされながら、「改正にあたっては、部活動指導の実情や手当受給者への影響にも十分配慮する必要があるものと考えます」とされているところである。折しも、本県は2024年に国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の開催を予定しており、部活動が競技力の強化において果たしている役割の重要性に鑑み、県当局は下記の措置を講ずるべきである。

記

修正案に規定する滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例付則第2項に規定する人事委員会規則を定めるに当たり、大会、コンクール、対外練習試合その他これらに準ずる部活動において業務に従事した時間が引き続き4時間以上である場合を対象とする等、修正内容を適切に運用するための必要な措置を講ずること。